



2019年11月12日

各 位

会 社 名 日本農薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 友井 洋介
(コード：4997、 東証第1部)
問合せ先 管理本部総務・法務部長 永井 統尋
(TEL. 03-6361-1400)

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、本日開催の取締役会において、2019年12月20日開催予定の第120回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時を有効期間とする当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることを防止するための取り組みの一つとして、2010年12月17日開催の第111回定時株主総会における株主の皆様からのご承認を得て、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。直近では2016年12月20日開催の当社第117回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て更新されております（以下、更新後の買収防衛策を「現対応策」といいます。）。

当社は、現対応策の有効期間満了を迎えるにあたり、継続の是非について、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、現対応策の更新以降の当社を取り巻く環境が変化していることや、金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制も浸透するなど、現対応策の必要性が相対的に低下したこともあり、有効期間の満了を迎える本定時株主総会終結の時をもって、現対応策を継続しないことといたしました。

なお、当社は現対応策の有効期間満了後も、グループビジョン「Nichino Group—Growing Global 世界で戦える優良企業へ」のもと、中計経営計画「Ensuring Growing Global 2021 (EGG2021) グローインググローバルを確実に！」に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいり所存です。また、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以上